

鳥取県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月8日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|-------------|-------------------|---------------|-----------|----------|
| 有限会社ライブアシスト | ライブアシスト訪問看護ステーション | 米子市角盤町一丁目3-11 | 平成24年5月1日 | 介護予防訪問看護 |